

無償化の対象施設として満たすべき基準

■ すべての施設等が満たすべき運営に関する事項

以下の条件をすべて満たす必要があります。

項目	内容
①教育・保育等の提供の記録	提供日・時間帯・内容などを記したサービス提供の記録の整備
②利用料や実費の徴収可能費目及び手続き	経費の使い道・理由等を記した料金表等の書面交付、それに対する同意
③領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付	領収証、サービス提供証明書の交付
④秘密の保持	子ども・保護者の個人情報漏えい防止措置を取っている
⑤諸記録の整備	職員・設備・会計の記録

■ 各種事業別の施設等が満たすべき運営に関する事項

項目	内容
①幼稚園（未移行）	学校教育法に基づく設置基準及び児童福祉法に基づく事業基準と同様の基準
②認可外保育施設	指導監督基準と同様の基準
③一時保育事業	一時預かり事業実施要綱と同様の基準
④病児・病後児保育事業	病児保育事業実施要綱と同様の基準
⑤ファミリー・サポート・センター事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱と同様の基準